

原発事故「無罪」

東電の免罪ではない

国会の事故調査委員会が「人災」と指摘した未曾有の原発事故なのに、責任の所在は不明確なままだ。腑に落ちぬ思いを新たにする判決が出た。

11年の東京電力福島第一原発事故をめくり、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の旧経営陣3人について、東京高裁は一審同様、無罪と判断した。原発の安全神話が蔓延していた事故前の状況をふまえた「無罪」であり、東京電力、国などが原発を推進してきた体制自体の無責任さが浮かび上がる。

主な争点は、10層を超える津波が原発を襲うと予見できた可能性があったかどうか。判決は、02年に公表された国の地震予測「長期評価」について、それに基いて原発を止めなければ犯罪が成立するほど信頼性の高いものではなかったとした。

08年には東電も独自に「最大15・7層」の津波予測を得てい

たが、報告を受けた3人はいずれも「現実的な可能性を認識していなかった」とも認定。仮に対策していても事故を避けられなかったの証明はないと述べた。

最高責任者のリスク意識の甘さが、対策の不作為を正当化した皮肉な面もある。

個人に刑罰を科すかを決める刑事裁判では、推定無罪の原則から、民事裁判より厳格な立証が求められる。民事の株主代表訴訟では、今回の3人を含む元幹部4人が13兆円超の賠償を命じられ、控訴審が続く。個人の刑事責任が否定されても、東電が免責されたわけではない。

3人の刑事責任について検察庁は不起訴としていて、検察審査会が「起訴すべきだ」と2回議決したことで刑事裁判は始まった。「3人には高度な注意義務があった」というふつうの市民の正義や規範に根ざした手続きだったが、それに応える審理

が尽くされたのだろうか。控訴審で新たな証人尋問は認められず、裁判官の現場検証は地裁・高裁とも見送った。予測数値の意味を考え、防潮・防水対策の不備を検討する際、現地に足を運んで初めてわかることもある。同じ原発事故の民事裁判では実施例も珍しくない。

世界史に残る事故を起こした企業トップの責任を問う裁判はあらゆる角度から精査したといえて初めて強い説得力をもつ。一方で、各種の調査報告書にもなかった経緯が、刑事裁判の審理で明らかになった意味は大きい。顕在化した地震・津波リスクに東電がどう向き合い、いかに対策が先送りされたか。開示された証拠は、被災者が原告となった民事裁判などでも用いられている。

「失敗の本質」をみつめ、原発事故を二度と起こさない。そこにつなげなければならぬ。